

岐阜希望が丘特別支援学校いじめ等防止基本方針

1 目的

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」）に基づき国が決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の方針」）及び県が策定した「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針（平成26年3月）」（以下「県の方針」）を参考にして岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校（以下「当校」）におけるいじめ防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ等防止基本方針」（以下「学校基本方針」）として定めた。

またその後平成29年度、国の方針の改定（平成29年3月）・県の方針の改定（平成29年8月）があり、それを受け加筆修正したものを当校の「学校いじめ等防止基本方針」として改定した。（平成29年10月）

2 いじめ等の問題に対する基本的な考え方

いじめとは、当校に在籍する児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。そして、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行うこととする。また、いじめの解消とは、その行為が止んでいる状態が相当の期間（目安としては3か月）継続していることと、被害者児童生徒がその行為により心身の苦痛を感じていないことが確認されていること、この2つの要件が満たされている状態であると定義する。

いじめや障がい者の差別、偏見、心理的抑圧その他あらゆる人権に係わる問題（以下「いじめ等」）を防止するため、児童生徒が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、保護者と地域との連携を図り、守り育てる体制作りに取り組むこととする。

3 いじめ等の防止（未然防止のための取組等）

学校教育活動全体を通じて、いじめ等を許さない学校・学級づくりを進めるとともに、児童生徒が友だちと一緒に活動することを楽しみ、協力したり、共に喜び合ったりできるような授業づくりを進める。また様々な体験（MSL活動等）を通して、自己有用感や自己肯定感を育むようにする。

また、教職員の人権意識を高め、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、気持ちや考えに寄り添った指導や支援を行うことを徹底する。

さらに、居住地校交流や学校間交流、地域交流等を積極的に行う中で、小・中学校および高等学校の児童生徒や地域の人々の障がい者理解や人権意識の高揚を図り、障がいのある児童生徒と地域社会とのつながりを強める。

4 いじめ等の早期発見（兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

教職員は、日頃から保護者・児童生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、いじめ等を隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する姿勢をもつ。さらに、保護者への定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、情報収集や訴えやすい体制を整え、いじめ等の実態把握に取り組む。

5 情報等の取扱い

いじめ等の疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報があった場合は、複数の教職員で個別に認知した情報を集約し、情報を共有化する。

6 いじめ等問題発生時の対応（初期対応）

教職員は、児童生徒または保護者からのいじめ等の相談もしくは訴えがあった場合は、速やかに管理職に報告し、当該児童生徒から個別にいじめ等の事実確認と情報収集を組織的に行い、被害者のケアと加害者の指導に努めるとともに、具体的な支援・指導の方策を説明する。教職員はこのような場合、速やかに学校いじめ対策組織にその情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない法的義務法（第23条第1項）がある。

7 いじめ等問題発生時の対応（重大事態と判断されたときの対処）

いじめ等によって児童生徒の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いがあると校長が判断した場合の対応は

- (1) 県教育委員会（地域担当生徒指導主事）に報告し、調査の実施等について協議する。
- (2) 聞き取り調査・アンケート調査を実施する際、保護者へ説明する。
- (3) 調査結果を県教委へ報告し経過説明を行う。
- (4) 重大事態の事実関係等について、いじめ等の被害者（保護者も含む）へ情報提供することとする。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことを留意する。

8 いじめ等対策のための組織

当校におけるいじめ等の防止、早期発見、重大事態の対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応として行うため、岐阜希望が丘特別支援学校いじめ防止等対策検討会議を設置する。

いじめ防止等対策検討会議の構成員は、外部専門家として弁護士、スクールカウンセラー、地域代表、保護者代表、校長、教頭、部主事、教務主任、総合支援部長、生活支援部長、人権教育担当者とし、必要に応じて校長が指名する職員を加えることができる。

いじめ防止等対策検討会議は、年2回定期に開催し、校長が招集する。なお、校長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

9 いじめ等防止のためのプログラム

いじめ等の防止に向けて、実際にいじめ等が起こった際の対応事例等を基にするなどして、年1回の職員研修会を実施する。（「学校いじめ等防止プログラム」参照）

10 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一時資料・アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とする。

11 附則

この方針は、平成26年4月1日より施行する。

この方針は、平成27年4月1日より施行する。

この方針は、平成29年9月6日より施行する。

この方針は、平成31年4月1日より施行する。

この方針は、令和2年4月1日より施行する。

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

この方針は、令和6年4月1日より施行する。